

# 異動届の記入例… ③転勤の場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収 (特別徴収義務者控用)

※ 太枠内のみ記入してください。

法人番号又は個人番号 1234567890123		特別徴収義務者番号 8999999
フリガナ オオダテシコウギョウ	名称 大館市工業(株)	係 経理係
所在地 〒017-0000 大館市字中城20	氏名 大館 一郎	TEL 0186-49-3111(内線521)
大館市長様 令和元年10月5日提出	給与支払者 特別徴収者	この届出書に 応答される方

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収義務者指定番号」「宛名番号」を必ず記入してください。

法人番号及び個人番号を記入してください。

フリガナ オオダテ タロウ	氏名 大館 太郎	特別徴収税額(年税額) 126,800円	徴収済額 42,800円	未徴収税額(ア)↓(イ) 84,000円	異動の 年月日 令和元年9月30日	異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.残額を全部徴収(納入する) 4.普通徴収 5.残額を納税者本人が納付する	1月1日から退職時まで 2,500,000円 控除社会保険料額 198,014円	
個人番号 987654321098	宛名番号 8999990	特別徴収税額(年税額)		徴収済額	未徴収税額(ア)↓(イ)	異動の年月日	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時まで

(ア)には、特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収税額」を記入してください。

(イ)には、何月分まで特別徴収をしたか、徴収済みの合計金額を記入してください。

(ウ)には、(ア)から(イ)を差し引いた残額を記入してください。

1月1日から退職時まで既に支払の確定した給与の額及び社会保険料の額を記入してください。

一括徴収をする場合は、下欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収した税額
1.異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため ( 月 日申出)	<input type="checkbox"/>	円は
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	<input type="checkbox"/>	月分
一括徴収できない理由		月 日に
1.5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため		納入します
2.その他( )		

特別徴収に切替の場合は、下欄にも記入してください。

〇 月分より ( 〇 月 〇 日納入予定) 特別徴収を希望します。

退職の場合は、下欄にも記入してください。

退職手当等の支払(予定)額	円	退職区分	普通退職
退職手当等の支払(予定)日	令和 年 月 日	障害退職	
就職年月日	昭・平・令 年 月 日	勤続年数	年

※特別徴収義務者指定番号と宛名番号を必ず記入して提出してください(番号が不明の場合は、本市発送の特別徴収税額の通知書を参照してください)。なお、平成29年1月1日以降に提出の異動届には、法人番号又は個人番号の記入が必要です。

※異動があった日の翌月10日まで、必ず提出してください。

※退職の日が1月1日以降のかたの未徴収税額について、本人からの申し出がない場合であっても一括徴収してください。また、6月から12月までに退職されたかたについても、本人からの同意を得たうえで一括徴収してくださいようご協力をお願いします。

1.特別徴収継続を〇で囲んでください。

2. 転勤(職)を〇で囲んでください。

異動(退職、休職等)の年月日を記入してください。

転勤(転職)の場合は、下欄にも記入してください。

法人番号又は個人番号 9999999999999999	特別徴収義務者指定番号 8888888
フリガナ オオダテシサンギョウ	名称 (株)大館市産業
所在地 〒017-9999 大館市本中城20	TEL 0186-43-7033(内線999)
担 当 者 係 総務係	氏 名 東北 一郎

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の抜粋

特別徴収義務者指定番号 899999	宛名番号 899990	市町村コード 052043	受給者番号 899999-1	特別徴収税額 126800円	6月分 11300円	7月分 10500円	8月分 10500円	9月分 10500円	10月分 10500円	11月分 10500円	12月分 10500円	1月分 10500円	2月分 10500円	3月分 10500円	4月分 10500円	5月分 10500円	
住所 大館市字〇〇				氏名 大館 太郎	変更月												

転勤などにより新しい勤務先で特別徴収を継続することになった場合は、新しい勤務先に納付額等をお知らせのうえ、新しい勤務先の名称及び所在地を正確に記入してください。新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号が不明の場合は記入の必要はありませんが、法人番号は必ず記入してください。